企業

地域は研修・技能実習生をどう受け入れるか ~愛媛県国際交流センターをモニタリングして~



井上 洋 社団法人 日本経済団体連合会社会広報本部長

1 研修・技能実習制度の現状

筆者が、東京外国語大学の「多文化社会コーディネーター養成プログラム」における受講者のモニタリングを行ったのは、愛媛県国際交流センターでの取り組みであった。愛媛県では県内の外国人登録者数約9,700人のうち、外国人研修・技能実習制度のもとで企業などが受け入れている者が約4,500人にのぼるという、他県には見られない特異な状況がある。それを踏まえ、同センターが研修生・技能実習生を多面的に支援しようと取り組みを始めていることは、全国的にも注目されるものである。

地域に生活し、働いている外国人はさまざまであるが、近年、増加の一途を遂 げている研修生・技能実習生は、入管法に基づき規定される研修・技能実習制度 のもとで来日し就労している。

しかしながら、一部受け入れ機関において、研修生が実質的にチープレーバーとして扱われたり、適切な技術移転が行われないといった問題、受け入れ企業において研修手当・賃金の未払いが生じている問題などが散見される。また、研修生・技能実習生の失踪も、ピークに比べれば減少したが、高賃金を目当てに、認められない分野で就労している者も依然としている。

そうした実態を踏まえ政府では、入管法を改正し、ガイドラインとなっている 「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」の見直しなどを行っている。その 結果、これまでは研修期間(1年間)のみ団体監理となっていたものを、研修・技能実習の3年間に団体の責任と管理を義務づけることとなった。同時に、これまで技能実習の2年間に限られていた労働関連法の適用も、入国直後の2カ月の講習(座学形式)が終了すると、直ちに適用されることとなった。



受講者の発表を聞いてコメントする筆者

現在、日本経済は2008年9

月のリーマン・ショックからようやく立ち直りつつある状況下にあるが、国内の 生産状況はいまだ水面下の低い水準にとどまっている。中期的に日本の製造現場 などが有する技能をアジア諸国に移転することは重要であるが、地域産業の疲弊 で研修生・技能実習生の受け入れが減少していく事態となれば、制度自体の有効 性も問われてこよう。

日本企業にとっては、アジアの成長力をとりこみながら、新たなサプライチェーンをつくり上げていくことが急務であるが、その際に必要となるのは、日本の生産現場で、日本の技能や生産体制を理解したアジアの人々である。景気変動に影響されることは、ある程度は仕方ないとしても、中期的に見て安定した受け入れを地域の企業が行えるよう、企業の負担軽減策を講じることが必要である。その際、重要なのは、研修生・技能実習生の生活面での支援である。日々の生活から就労面まで、あらゆる相談を受け付けるワンストップの窓口を地域の行政が設けることは有効であろう。

国際協力研修機構(JITCO)でもさまざまな支援事業を行っているが、解決が急がれる事態には、地域の行政が柔軟に対応していくことが不可欠である。

研修生の作業・業務は、同一作業の単純反復の繰り返しであってはならず、1年後には技能検定基礎2級を、また技能実習移行後は1年目終了時に基礎2級を、2年目終了時には随時3級を目標とすることとなっており、そうした目標をクリアしていけば、将来、帰国したのち、日系企業への就職が有利になるような状況をつくり出すことが求められる。当然、そのためにも日本語の習得は不可欠である。生活をするうえでも、また生産現場において安全に作業を行い、併せて技能を向上させるうえでも、日本語を正しく習得することは極めて重要である。中国

国籍の人々は、漢字による理解が可能なため、比較的容易に日本語を習得するが、 漢字圏ではない国の人々の日本語習得には、本人のみならず、教える側の努力や 創意工夫が不可欠である。その点、地域特性に応じた地域の取り組みが行われる 必要がある。

2 コーディネーターとしての愛媛県国際交流センター

そうしたなかで視察の機会を得た愛媛県内の事業所では、おおむね適切なかたちで研修生・技能実習生の受け入れが行われていたといえよう。研修生・技能実習生はとかく、地域から隔絶したかたちで生活し、働いているが、愛媛県国際交流センターは、受け入れを監理している事業組合やそれに参加している企業との連携により課題を発掘、その解決策を共に考えるという取り組みに工夫を凝らしながら行っている。

具体的には、県や市の担当者、愛媛県中小企業団体中央会などの担当者と連携をとりつつ、研修・技能実習の現場である企業の実態把握に努め、またそれら企業への働きかけを強化しようとしている。既に、「外国人政策支援ネットワーク会議」を組織、開催し、研修生・技能実習生への支援を、ひろく愛媛県で生活する外国人市民支援の枠組みのなかに含め、関係者の理解と協力をとりつける努力を行っている。同会議には、入管局、法務局、公共職業安定所、県警本部などの担当者も参加しており、外国人が安定的にかつ合法的に愛媛県内で働き、生活できる環境整備に努めている。これはまさにコーディネーターとしての重要な役割と位置づけられよう。

愛媛県国際交流センターは、愛媛県と地元企業の出捐で設立された財団法人であるが、現在、活動の中心となっているスタッフは、在外公館専門員として文化交流事業を担当し、また海外の大学で留学生のカウンセリングを行うなど、多彩な経験を有している。加えて、その幅広い人脈は、重層的なネットワークづくりに資するものであろうが、研修・技能実習制度は、とかく法的な問題となる事案が表面化しないことが多い。そのあたりの理解を深めるための研鑽や情報収集もコーディネーターの役割として求められてこよう。

また愛媛県国際交流センターの財政基盤は、愛媛県と県内基礎自治体と企業から拠出された15億円の基金の運用益と県庁からの補助金などであり、事業規模は決して大きいものとはいえない。あれもこれもではなく、事業の選択と集中を図り、現場のニーズに合った事業を展開することが不可欠であろう。

3 ネットワークによる課題解決に期待

基礎自治体の国際交流協会や民間団体とのネットワークにより、きめの細かな支援事業を展開することは十分可能であり、コーディネーターとして、より一層の創意工夫を期待したい。現在は、研修・技能実習制度のもとで来日し、就労・生活する外国人を対象として、その実態把握、とりわけ研修・技能実習生の置かれている環境の把握に力点が置かれているが、それをセンター自身の予算と人員で行うことはかなり厳しいといわざるを得ない。そこで、県内のNPO、経済団体などで外国人支援の活動を行っているさまざまな人々に、本問題の重要性を認識してもらい、彼らが主体的に研修生・技能実習生をめぐる情報を把握し、将来的には個別に対応ができるよう、法的な側面を含めたガイダンス、指導をセンターが行っていくことも検討されてしかるべきである。

また、研修・技能実習の現場をこれからも頻繁に訪ね、産業の実態、経営者の意向などを把握しながら、実態に即した事業を展開するよう期待したい。

井上 洋(いのうえ・ひろし)

1957年生まれ。80年3月、早稲田大学商学部卒業、同年4月、社団法人 経済団体連合会事務局入局。04年4月より、日本経済団体連合会総務本部・秘書グループ長(奥田碩元会長秘書)、06年6月より、産業第一本部長、09年4月より現職。外国人受け入れ問題では、04年4月20日に日本経団連が公表した「外国人受け入れ問題に関する提言」のとりまとめを担当。